官報告示

官告告示

青苗地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり青苗地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成24年５月18日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のとおり」は省略し、青苗地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部整備課及び北海道開発局開発監理部総務課並びに同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成24年５月18日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条の３第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成24年５月18日から平成24年６月７日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、神奈川県庁及び三浦市役所

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成24年５月21日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年５月18日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成24年５月21日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年５月18日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩手県	北上済生会病院
福島県	済生会川俣病院
茨城県	水戸済生会総合病院
群馬県	済生会前橋病院
埼玉県	済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東京都	済生会中央病院
神奈川県	済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新潟県	済生会三条病院
富山県	済生会富山病院及び済生会高岡病院
三重県	済生会松阪病院
京都府	済生会京都府病院
大阪府	済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈良県	済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県	済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥取県	済生会境港総合病院
広島県	済生会呉病院及び済生会広島病院
山口県	済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福岡県	済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐賀県	済生会唐津病院

雑　録

気象予報士試験の実施

気象業務法（昭和27年法律第165号）第24条の２の規定に基づく第38回気象予報士試験の実施を次のとおり公告します。

なお、この試験の実施に関する事務は、気象業務法第24条の５第１項の規定により指定した一般財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という。）に行わせます。

平成24年５月18日

気象庁長官　羽鳥　光彦

１　試験日　平成24年８月26日（日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　予報業務に関する一般知識（大気の構造、大気の熱力学、降水過程、大気における放射、大気の力学、気象現象、気候の変動、気象業務法その他の気象業務に関する法規）、予報業務に関する専門知識（観測の成果の利用、数値予報、短期予報・中期予報、長期予報、局地予報、短時間予報、気象災害、予想の精度の評価、気象の予想の応用）、気象概況及びその変動の把握、局地的な気象の予報、台風等緊急時における対応

４　受験資格　受験資格の制限はありません。

５　受験資料の入手　下記のいずれかの方法により、受験資料（試験案内書と受験申請書等）を入手して下さい。

⑴　支援センターホームページからのダウンロード

⑵　支援センターホームページからの請求、または氏名・電話番号を記入した依頼書と宛先を記載した角３号の返信用封筒（切手不要）を同封した郵便による支援センターへの請求（６月29日必着）

⑶　支援センター窓口での受領

６　受験申請　必要事項を記入した受験申請書に写真および試験手数料振込のレシートを貼付して、下記のいずれかの方法で提出して下さい。

⑴　特定記録郵便による支援センターへの郵送（期間：平成24年６月18日（月）～７月６日（金）：消印有効）

⑵　支援センター窓口への持参（受付時間：上記の期間中（土曜日、日曜日を除く）の午前10時～午後４時）

７　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円です。

イ　支援センターの指定する口座への振込により納入して下さい。

８　合格発表　平成24年10月５日（金）に、受験者あてに配達日指定郵便で通知するほか、支援センター・気象庁・管区気象台・沖縄気象台に合格者の受験番号を掲示し、支援センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

９　試験に関する照会先　一般財団法人気象業務支援センター試験部　郵便番号101－0054　東京都千代田区神田錦町３－17東ネンビル　電話番号03－5281－0440㈹　03－5281－3664（直通）